

## 主な支援策と連絡先

### 用地取得と新規雇用に対する助成

①地域産業立地事業費補助金	連絡先
<p>〈適用対象〉工場・物流施設の場合…1,000㎡以上の用地取得(賃貸可) 従業員数10人以上、県内雇用増1人以上                      研究所の場合…床面積200㎡以上、研究・開発員数5人以上、県内雇用増1人以上</p> <p>〈補助率〉成長分野※の工場…用地取得費の30%…限度額3億円(推進区域の場合40%…限度額4億円)                      上記以外の工場…用地取得費の20%…限度額2億円(推進区域の場合30%…限度額3億円)                      物流施設…用地取得費の20%…限度額2億円(推進区域の場合30%…限度額3億円)                      研究所…用地取得費の30%…限度額3億円(推進区域の場合40%…限度額4億円)                      新規雇用…100万円/人                      ※成長分野:食品、医薬品、医療機器、環境関連の製造業など</p>	<p>静岡県                      企業立地推進課                      TEL 054-221-3262</p>

### 建物建設と設備購入に対する助成

②新規産業立地事業費補助金	連絡先
<p>〈適用対象〉工場・物流施設の場合…5億円以上の設備投資と1人以上の新規雇用                      研究所の場合…1億円以上かつ1人以上の新規雇用</p> <p>〈補助率〉工場…投資額の7%…限度額7億円(成長分野※1の場合10%で限度額10億円)※2                      物流施設…投資額の7%…限度額7億円 研究所…投資額の10%…限度額10億円                      ※1 成長分野:食品、医薬品、医療機器、環境関連の製造業など                      ※2 大規模な拠点化工場・マザー工場は審査により上乗せ可能</p>	<p>静岡県                      企業立地推進課                      TEL 054-221-3262</p>

### 工業用地内における関連公共施設整備費用に対する助成

③工業用地安定供給促進事業費助成	連絡先
<p>〈適用対象〉地域産業立地事業費助成制度を有する市町                      補助対象となる工業用地の整備基本計画について県の承認を受けている市町</p> <p>〈対象用地〉企業局、市町、市町公社、土地区画整理組合等が整備する工業用地                      分譲面積の80%以上が製造業、ソフトウェア業、研究所、物流施設に分譲される工業用地                      ふじのくにフロンティア推進区域内の工業用地</p> <p>〈補助率〉市町が負担・整備する公共施設の整備費、測量試験費のうち、対象経費の1/3                      限度額…総事業費の5%以内かつ1.5億円以内</p>	<p>静岡県                      企業立地推進課                      TEL 054-221-3262</p>

### 総合特区制度を利用した融資と利子補給

④総合特区利子補給金	連絡先
<p>〈適用対象〉総合特区事業を実施する事業者が、指定金融機関から融資を受ける場合</p> <p>〈優遇措置〉5年間、最大0.7%の利子補給                      ※平成30年度より沿岸21市町を対象とした事業を新たに追加</p>	<p>静岡県                      総合政策課                      TEL 054-221-2362</p>

### ふじのくにフロンティア推進区域制度を利用した融資と利子補給

⑤ふじのくにフロンティア推進資金	連絡先
<p>〈適用対象〉ふじのくにフロンティア推進区域に立地する中小企業が活用できる、土地の取得、                      建物・設備投資に対する融資</p> <p>〈融資限度額〉10億円 〈融資期間〉15年(据置5年) 〈融資利率〉1.4%以内 〈利子補給率〉0.67%以内</p>	<p>静岡県                      商工金融課                      TEL 054-221-2513</p>

### ワンストップ窓口による事業調整支援

⑥事業調整の相談窓口	連絡先
<p>市町からの相談窓口を一本化し、土地利用調整等の事業調整支援を行います。</p>	<p>静岡県                      総合政策課                      TEL 054-221-2362</p>

### 本社機能の移転・拡充に対する税制の優遇措置

⑦地方拠点強化税制	連絡先
<p>〈優遇措置〉本社機能を移転・拡充し、事務所、研究所、研修所を整備した場合の税制上の優遇</p> <p>(移転型:東京23区にある本社機能を県内に移転する事業)                      事業税(法人・個人)…新設又は増設した本社機能に係る従業員相当分…課税免除(3年間)                      不動産取得税…新設又は増設した本社機能に係る土地及び建物の取得分…課税免除                      法人税・所得税…新設又は増設した本社機能に係る建物等の取得価額に対する特別償却25%又は税額控除                      7%、整備した本社機能に係る当期増加雇用者1人あたり80万円又は50万円の税額控除                      (新規雇用者が無期雇用かつフルタイムの場合10万円上乗せ ※①)</p> <p>(拡充型:県外(東京23区を除く)からの本社機能の移転、又は県内にある本社機能を拡充する事業)                      不動産取得税…新設又は増設した本社機能に係る土地及び建物の取得分…95%の減税                      法人税・所得税…新設又は増設した本社機能に係る建物等の取得価額に対する特別償却15%又は税額控除                      4%、整備した本社機能に係る当期増加雇用者1人あたり50万円又は20万円の税額控除(上記※①と同様)</p>	<p>静岡県                      総合政策課                      TEL 054-221-2362</p>

### 企業の耐震対策等に対する融資と利子補給

⑧防災・減災強化資金	連絡先
<p>〈適用対象〉現在地における中小企業の耐震対策等に対する融資</p> <p>〈融資限度額〉1億円 〈融資期間〉10年(据置1年)</p> <p>〈融資利率〉1.035%以内または1.6%以内 〈利子補給率〉1.035%以内又は0.47%以内</p>	<p>静岡県                      商工金融課                      TEL 054-221-2513</p>

### 地震対策のための移転を目的とした融資と利子補給

⑨地震リスク分散資金	連絡先
<p>〈適用対象〉現在地が、津波浸水区域や液状化発生の可能性が高い地域※等にあるため、内陸部等の安全な                      地域に移転・分散する場合に利用できる、中小企業に対する融資</p> <p>〈融資限度額〉10億円 〈融資期間〉15年(据置5年)</p> <p>〈融資利率〉1.4%以内 〈利子補給率〉0.67%以内                      ※現在地や移転後の地域が対象であるかは、静岡県統合基盤地理情報システム(「静岡県 GIS」で検索)                      で確認できます。</p>	<p>静岡県                      商工金融課                      TEL 054-221-2513</p>

### 職住近接の住宅地整備に対する助成

⑩豊かな暮らし空間創生事業費助成	連絡先
<p>〈適用対象〉民間事業者が行う豊かな暮らし空間を実現する住宅地整備のうち、市町が補助する道路、                      公園等の公共施設整備に対する助成(整備後に市町が所有・管理する部分)</p> <p>〈補助率〉1/2、1,000万円</p>	<p>静岡県                      住まいづくり課                      TEL 054-221-3081</p>

### 移住・定住に対する相談支援

⑪移住・定住の相談窓口	連絡先
<p>首都圏の移住希望者がワンストップで気軽に相談できる、東京相談窓口を開設!                      移住に必要な地域情報から、移住実現に向けたアドバイスまで、きめ細やかに提供します。</p> <p>場 所:ふるさと回帰支援センター内                      東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階                      時 間:10:00~18:00(月曜・祝日休み)                      連絡先:shizuoka@furusatokaiki.net</p>	<p>“ふじのくにに住みかえる”                      静岡県                      移住相談センター                      TEL 03-6206-3858</p>

### 開発地周辺の農業基盤整備の助成

⑫内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業	連絡先
<p>〈適用対象〉市町等からの申請に基づき開発地周辺農地において農業基盤整備等を県が実施</p> <p>〈負担率〉県1/2 申請者1/2、採択要件:受益面積5ha以下                      事業主体:県、事業内容:生産基盤整備・生活環境に係る調査設計、工事等</p>	<p>静岡県                      農地計画課                      TEL 054-221-2647</p>